大阪府認可等の事務の実施に係る業務計画

平成２８年４月

（令和４年４月一部改訂）

大阪府健康医療部

**目 次**

**１　　基本事項**　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

1. 計画の位置づけ
2. 目標年次
3. 計画区域

**２　計画に基づく取組等**　　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（１）広域化等運営基盤の強化に向けた取組

（２）老朽化施設の計画的な更新及び耐震化の促進に向けた取組

（３）広域的な水質管理に向けた取組

（４）（１）～（３）の実効性を確保するための取組

（参考）府内水道事業の一覧（認可区分）

**１　基本事項**

1. **計画の位置づけ**

本計画は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第15条第1項に基づく、水道事業及び水道用水供給事業の事務・権限の移譲に係る都道府県の指定を受けるために、認可等の事務の実施に係る業務計画として策定するものです。

なお、本計画に記載する事項（広域化等運営基盤の強化、老朽化施設の計画的な更新及び耐震化の促進、広域的な水質管理）に関しては、大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）（平成24年3月）の内容の転記、引用を基本に記載しています。

1. **目標年次**

本計画の目標年次は、大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）の目標年次を踏まえ、平成42年（令和12年）度とします。

1. **計画区域**

本計画の区域は、大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）の区域を踏まえ、大阪府全域とします。

**２　計画に基づく取組等**

1. **広域化等運営基盤の強化に向けた取組**

大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）に基づき、水道関係者の合意形成のもとに広域化を推進していきます。

府域においては大阪市を除く全域に大阪広域水道企業団を通じた広域的な水道システムが整備されていることから、この特徴を生かした運営基盤の強化策として、大阪広域水道企業団を核とした府域水道の更なる広域化を推進することとし、大阪市を含む府域一水道を目指します。

①圏域の設定

大阪府全域を一つの圏域（大阪府広域水道圏）とします。

なお、圏域には、大阪府広域的水道整備計画の計画区域（大阪市を除く府内全域（32市９町１村））及び大阪市の区域を含みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水道圏名 | 区域 | 市町村名 |
| 大阪府広域水道圏 | 大阪市 | 大阪市 |
| 大阪市を除く府内市町村 | 堺市，岸和田市，豊中市，池田市，吹田市，泉大津市，高槻市，貝塚市，守口市，枚方市，茨木市，八尾市，泉佐野市，富田林市，寝屋川市，河内長野市，松原市，大東市，和泉市，箕面市，柏原市，羽曳野市，門真市，摂津市，高石市，藤井寺市，東大阪市，泉南市，四條畷市，交野市，大阪狭山市，阪南市，島本町，豊能町，能勢町，忠岡町，熊取町，田尻町，岬町，太子町，河南町，千早赤阪村 |

②地域連携の内容

最終目標である府域一水道に向けた取組過程を広域化推進期として、これをステップ１「業務の共同化」とステップ２「経営の一体化、事業統合」の段階に分け、地域・市町村の実情に応じてステップ１から段階的に広域化を進めることとします。また、より早い段階でステップ２への取組を希望する市町村に対しては、関係者の合意形成のもと、適宜進めることとします。

■ステップ１「業務の共同化」の進め方

ステップ１では、水質・水運用管理の共同化や施設・資材管理等の共同化、施設共同整備などの「業務の共同化」を推進し、課題の改善効果を住民等に具体的に示しつつ、共通基盤の整備や事業体間格差の縮減・平準化を進めることとします。

■ステップ２「経営の一体化、事業統合」の進め方

ステップ１の取り組みを積み重ねた結果、共通基盤など、統合条件等が整った上で、関係事業体の合意形成のもと、ステップ２「経営の一体化、事業統合」へと移行します。これにより、広域的な施設の効率化・最適化や人材・技術力の統合・適切な配置、投資の効率化・重点化等を図り、施設・サービス、最終的には料金を含めた運営の根幹部分に関する統合に向けた検討を進めます。

③水道事業者等の調整や助言の取組

平成30年８月に府内全水道事業体が参画して「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」（以下、「あり方協議会」という。）を設置し、水道の一元化、最適配置の視点から府域一水道に向けた水道のあり方について議論しています。令和２年３月には、あり方協議会で「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」を作成するとともに、同報告書を「大阪府水道広域化推進プラン」と位置付けました。引き続き同報告書を土台に、「府域一水道」や水道基盤強化計画の策定に向けた取組を進めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 内容等 | 出席者 | 開催頻度 |
| 総会 |  | 全水道事業主担者等 | 年１～２回程度 |
| 幹事会 | 総会に付議すべき事項を審議 | ブロック代表市、大阪市、堺市、豊中市、大阪広域水道企業団の主担者等 | 年１～２回程度 |
| 一元化専門部会 | 府域全体の水道事業の最適化に関すること | ブロック代表市、大阪市、堺市、豊中市、大阪広域水道企業団の主担者等 | ２～３ヶ月に１回程度 |
| 一元化作業部会 | 府域全体の水道事業の最適化に関すること | ブロック代表市、大阪市、堺市、豊中市、大阪広域水道企業団の実務担当者 | ２～３ヶ月に１回程度 |
| 淀川系浄水場最適配置作業部会 | 淀川系浄水場の最適配置に関すること | 大阪市、吹田市、枚方市、守口市、大阪広域水道企業団の実務担当者 | 適宜 |

④目標年度

水道施設の整備・統廃合を進めるために相当な期間を必要とすることを踏まえ、施設更新のタイミングと照らし合わせて、概ね20年程度（平成42年（令和12年）度）を視野に入れて進めていくこととします。

なお、ステップ２「経営の一体化、事業統合」の先行事例となる大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村の水道事業との統合を、平成29年４月に実施しました。さらに、平成31年４月に泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町が、令和３年４月１日には藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町が統合しました。令和６年には能勢町が統合する予定となっています。

平成28年度に大阪府広域的水道整備計画の改定を行い施行済みですが、今後10年間程度の統合について具体化し、その他の市町についても、あり方協議会等を通じ統合に向けた調整に努めるとともに、大阪広域水道企業団が設置する運営協議会に引き続き参画します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会議名 | 内容等 | 開催頻度 |
| 大阪広域水道企業団運営協議会（既存） | 大阪広域水道企業団と構成42市町村で企業団の事業運営について協議する場 | 適宜 |

1. **老朽化施設の計画的な更新及び耐震化の促進に向けた取組**

大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）に基づき、水道施設・管路の老朽化対策や耐震化を積極的に推進します。また、アセットマネジメントを踏まえた事業投資の選択と集中により、老朽化施設の更新や配置・能力の適正化を進めます。

①基幹管路等の経年化や耐震性の現状

大阪府における基幹管路等の経年化や耐震性の現状（令和元年度水道統計）は、次表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 府内全域 | 全国平均 |
| 基幹管路耐震適合率 | 48.3％ | 40.9％ |
| 配水池耐震施設率 | 48.0％ | 58.6％ |
| 浄水施設耐震施設率 | 22.4％ | 32.6％ |
| 老朽化管路率（40年） | 32.8％ | 19.1％ |

 ②水道事業者による中長期視点に立った事業計画の策定

アセットマネジメントによる試算の実施状況（平成27年度）は次表のとおり100％となっています。その考え方に基づき、中長期的な更新需要と財政収支見通しを明らかにし、維持管理において得られた情報の活用も図りつつ、計画的な施設整備を実践するよう促します。また、交付金の積極的な活用を図ります。今後、（４）の担当者会議等の場において、必要に応じ継続的にフォローアップを行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 府内全域 | 将来目標 |
| アセットマネジメントによる（試算）実施状況 | １００％ | ― |

また、耐震化計画を策定していない２事業（能勢町※、和泉市（令和３年度末時点））の事業者に対しては、速やかに策定するよう指導を実施することとします。

※　令和６年より大阪広域水道企業団（予定）（能勢）

③水道施設の更新及び耐震性に関する目標の設定

大阪府における耐震化の状況（令和２年度）は、浄水施設能力は121万㎥/日、配水池容量は148万㎥、基幹管路延長は1,390ｋｍとなっています。

府域水道施設の老朽化対策や耐震化を国の示す目標値※を踏まえ、積極的に推進することとします。具体的には、次の目標を設定します。

・浄水施設能力については、目標年度における一日平均給水量に相当する浄水施設能力270万㎥/日を確保できるように地震対策を進めます。

・配水池等については、地域バランスを考慮した上で、目標年度における一日最大給水量の12時間分に相当する160万㎥を確保できるように地震対策を進めます。

・配水管路の耐震化を積極的に推進し、浄水場や基幹配水池から重要給水施設（基幹病院、避難拠点等）への給水ルートの耐震化率を100％にします。

※　国の示す目標値：基幹管路の耐震適合率を平成34年（令和４年）度までに50％

1. **広域的な水質管理に向けた取組**

大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）に基づき、水質検査の共同化や水運用管理の共同化による水質の安定化を図ります。さらに、広域的かつ統合的な水安全計画の策定等により、水源から給水栓に至る各段階の衛生管理を徹底し、水道水の安全度を高めます。

①府内の水道事業者等の水質検査体制の確保に向けた取組

安全で良質な水道水を供給するため、各事業者が毎年度策定する「水質検査計画」に基づき適切に水質検査を実施していることを確認します。また、水源から給水栓までの水質を適切に管理し、供給水の安全をより一層高めるため、各事業者が策定している「水安全計画」に基づく水質管理の徹底を指導します。

一方で、各事業者は、水質試験、検査業務の共同化を図るため、大阪広域水道企業団・市町村水道水質共同検査や、ブロック共同検査等による水質管理体制（表１）のより一層の充実、及び企業団と市町村水道との連携の更なる緊密化（担当者会議の開催や水質異常時対応の連携等）を図ります。

また、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（表２）は、各事業体で実施が困難な試験検査項目等について検査を受け持つとともに、地方衛生研究所の役割として助言を行い、市町村水道等の検査担当者に対する技術研修の実施等に協力するものとします。

さらに、各事業者は、厚生労働省において実施する外部精度管理、大阪府において実施する外部精度管理等を活用し、水質検査の精度を確保に努めることとします。

表１　共同検査体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名 称 | 設置場所 | 対象市町村 | 業務内容 |
|  | 企業団・市町村水道水質共同検査 | 大阪広域水道企業団村野浄水場内 | 大阪市を除く府内全域 | 基準項目水質管理目標設定項目下記の一部項目農薬類要検討項目 |
|  | 河南水質管理ステーション | 河内長野市日野浄水場内柏原市玉手浄水場内（H29 まで）大阪狭山市旧太満池浄水場内（H30 より） | 富田林市，河内長野市，松原市，柏原市，羽曳野市，藤井寺市※2，大阪狭山市※2，太子町※1，河南町※2，千早赤阪村※1 | 基準項目水質管理目標設定項目下記の一部項目農薬類要検討項目 |

※１　平成29年４月より大阪広域水道企業団（太子、千早赤阪）が水道事業を実施

※２　令和３年４月より大阪広域水道企業団（藤井寺、大阪狭山及び河南）が水道事業を実施

表２　地方公共団体の水質検査機関

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名 称 | 設置場所 | 業務内容 |
| 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 | 大阪府内 | 基準項目・水質管理目標設定項目・農薬類・要検討項目 |
| 藤井寺保健所 | 大阪府内 | 基準項目 |

②府内における広域的な水質監視体制の確保に向けた取組

水質監視は、「大阪府水道水質管理計画」に基づき各水道事業者等が実施するとともに、大阪府は必要に応じ関係機関と連絡調整を図ります。また、水道事業者等においては、情報通信関連機器の整備等により事業者相互間の連携を図るなど、体系的かつ組織的に実施するとともに、水質情報の積極的な情報提供、特にホームページでの水質検査結果等の公開により、府民の水道に対する意識が向上するように努めることとします。

③他府県にまたがる河川等の水源監視実施時の調整

他府県にまたがる河川等の水源監視については、府、関係水道事業者等において、関係の水質協議会等の体制を活用し、水系毎に相互に具体的な調整を図るものとします。

また、油流出事故などの事故情報等の連絡については、既に整備済みである各流域（淀川・猪名川・石川・泉州諸河川）の連絡体制により情報共有するものとします。

1. **（１）～（３）の取組の実効性を確保するための取組**

①担当者会議の開催等取組を推進するための取組

水道事業者を対象とした会議等を開催します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会議名 | 内容等 | 開催頻度 |
| 水道担当者会議及び水道技術管理者研修会 | 水道事業全般に関する情報提供、意見交換、水道技術管理者向け研修会を開催 | 年１回 |
| 大臣認可水道事業に係る事業計画ヒアリング | 当該年度における水道事業計画に関する情報収集、意見交換として個別に開催 | 年１回 |

②府による水道事業等に対する指導・監督の取組

国が示している立入検査における指摘基準等を参考に、知事認可水道事業者等への立入検査を、年に１回程度実施することとします。

立入検査においては、本計画に基づく「広域化等運営基盤の強化に向けた取組」「老朽化施設の計画的な更新及び耐震化の促進に向けた取組」「広域的な水質管理に向けた取組」「経営状況」等について、必要な助言・指導を行います。また、水道の技術管理の中心責任者となる水道技術管理者による業務体制、災害や感染症拡大時の業務継続体制、情報管理体制の不備や、鉛給水管の更新対策、住民への情報提供の徹底等、過去の立入検査での指摘事項についても立入時に再確認し、水道事業経営の適正化を目指し適切な指導を実施します。

※H29.6.29　一部修正： 四條畷市・太子町・千早赤阪村と大阪広域水道企業団の水道事業の統合、府立公衆衛生研究所の地方独立行政法人化に伴う修正、水道統計調査等の数値の平成27年度版に時点修正

※R1.6.13　一部修正：令和６年までに大阪広域水道企業団に統合又は統合予定の事業体（下表）、水道統計等の数値の時点修正、改元に伴う修正、「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」の設置に伴う修正

※R2.4.9 　一部修正：令和６年までに大阪広域水道企業団に統合又は統合予定の事業体（下表）、水道統計等の数値の時点修正、「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」の取組み状況の追加に伴う修正

※R3.4.8 　一部修正：令和６年までに大阪広域水道企業団に統合又は統合予定の事業体（下表）、水道統計等の数値の時点修正、「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」の取組み状況の追加に伴う修正

※R4.4.7 　一部修正：水道統計等の数値の時点修正、水安全計画の策定状況の時点修正及び広域的な水質管理に向けた取組みに係る記載の修正

**（参考）大阪広域水道企業団に統合した事業体・統合予定の事業体**

|  |  |
| --- | --- |
| 2017年（平成29年）４月 | 四條畷市、太子町、千早赤阪村 |
| 2019年（平成31年）４月 | 豊能町、忠岡町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町 |
| 2021年（令和３年） ４月 | 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町 |
| 2024年（令和６年）予定 | 能勢町 |

**（参考）府内水道事業の一覧（認可区分）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　認可権限事業体名 | 大臣認可 | 知事認可（水道法施行令第15条の指定都道府県） | 知事認可（水道法施行令第14条の都道府県） |
| 大阪市 | ○ |  |  |
| 堺市 |  | ○ |  |
| 岸和田市 |  | ○ |  |
| 豊中市 | ○ |  |  |
| 池田市 | ○ |  |  |
| 吹田市 | ○ |  |  |
| 泉大津市 |  | ○ |  |
| 高槻市 |  | ○ |  |
| 貝塚市 |  | ○ |  |
| 守口市 | ○ |  |  |
| 枚方市 | ○ |  |  |
| 茨木市 |  | ○ |  |
| 八尾市 |  | ○ |  |
| 泉佐野市 |  | ○ |  |
| 富田林市 | ○ |  |  |
| 寝屋川市 |  | ○ |  |
| 河内長野市 | ○ |  |  |
| 松原市 |  | ○ |  |
| 大東市 |  | ○ |  |
| 和泉市 |  | ○ |  |
| 箕面市 | ○ |  |  |
| 柏原市 |  | ○ |  |
| 羽曵野市 | ○ |  |  |
| 門真市 |  | ○ |  |
| 摂津市 |  | ○ |  |
| 高石市 |  | ○ |  |
| 大阪広域水道企業団（藤井寺）※3 |  | ○ |  |
| 東大阪市 |  | ○ |  |
| 大阪広域水道企業団（泉南）※2 |  | ○ |  |
| 大阪広域水道企業団（四條畷）※1 |  | ○ |  |
| 交野市 |  | ○ |  |
| 大阪広域水道企業団（大阪狭山）※3 |  | ○ |  |
| 大阪広域水道企業団（阪南）※2 |  | ○ |  |
| 島本町 |  |  | ○ |
| 大阪広域水道企業団（豊能）※2 |  |  | ○ |
| 能勢町※4 |  |  | ○ |
| 大阪広域水道企業団（忠岡）※2 |  |  | ○ |
| 大阪広域水道企業団（熊取）※3 |  |  | ○ |
| 大阪広域水道企業団（田尻）※2 |  |  | ○ |
| 大阪広域水道企業団（岬）※2 |  |  | ○ |
| 大阪広域水道企業団（太子）※1 |  |  | ○ |
| 大阪広域水道企業団（河南）※3 |  |  | ○ |
| 大阪広域水道企業団（千早赤阪）※1 |  |  | ○ |

H28.5.10 一部修正　茨木市：大臣認可→知事認可（水道法施行令第15条の指定都道府県）

H29.6.29 一部修正　熊取町：知事認可（水道法施行令第15条の指定都道府県）

→知事認可（水道法施行令第14条の都道府県）

　R1.6.13 大阪広域水道企業団に統合又は統合予定等による修正

　R2.4.9　　　　大阪広域水道企業団に統合予定等による修正

R3.4.8　　　　大阪広域水道企業団への統合等による修正

※１　四條畷市、太子町、千早赤阪村：大阪広域水道企業団と統合（平成29年4月）

※２　豊能町、忠岡町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町：大阪広域水道企業団と統合（平成31年４月）

※３　藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町：大阪広域水道企業団と統合（令和３年４月）

※４　能勢町：大阪広域水道企業団と統合予定（令和６年）